

令和7年度 宝塚市立 宝塚すみれ墓苑

一般墓所 使用者募集のご案内

多岐にわたる選択肢で理想の墓所を



樹木葬・合葬式墓所も募集中



宝塚市役所 生活環境課

☎ 0797-77-2146



市ホームページ
使用者募集



動画紹介

現地説明会・現地案内所の開設について

次の日程で現地説明会を行います。墓苑のすばらしい環境をぜひご覧ください。

開催日時：5月10日（土）、5月17日（土）及び10月11日（土）、10月18日（土）

午前10時から午後3時まで

期間中は、現地に案内所を開設し、阪急・JR宝塚駅前から無料送迎バス（要予約）を運行しますので、ぜひご利用ください。

無料送迎バスの予約は、各開催日2日前までに、宝塚市役所生活環境課 ☎ 0797-77-2146（直通）までお電話ください。

（受付時間：土、日、祝日を除く午前9時～午後5時30分）

※雨天決行。ただし、来苑者の安全を確保できないと判断した場合は、中止となります。

バス発車時刻

運行日	便番号	出発時間
5月10日（土）、5月17日（土）	①	阪急・JR宝塚駅 午前9時
10月11日（土）、10月18日（土）	②	阪急・JR宝塚駅 午前12時

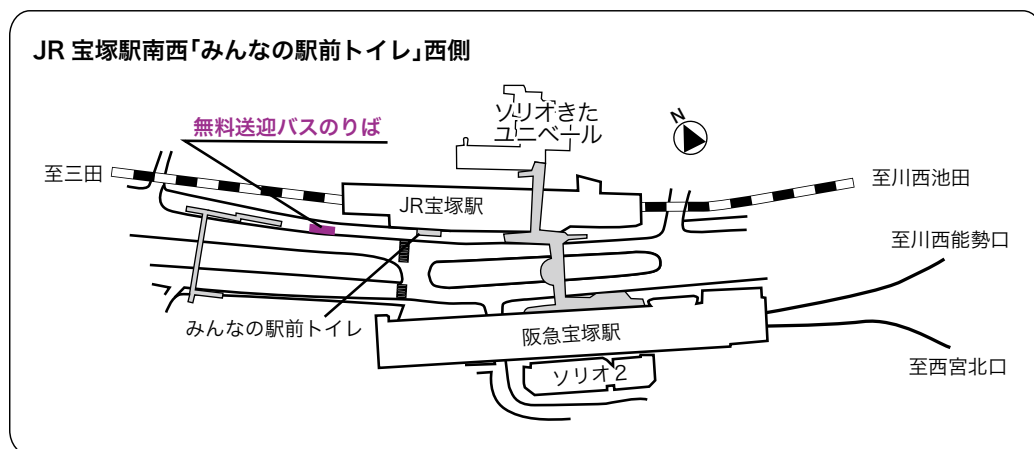
★送迎バスは、交通事情により、発車時間が遅れる場合があります。予めご了承ください。

◎説明会当日、急用等で予約したバスに乗車できない場合は下記まで必ず連絡してください。

宝塚すみれ墓苑管理事務所 ☎（0797）83-5070

無料送迎バスを利用せずに、自家用車等で直接「宝塚すみれ墓苑」にお越しになる方は、事前予約不要です。開催時間内（午前10時から午後3時まで）にご自由にお越しください。

無料送迎バスのりば



●説明会の開催時間中は、現地案内所でも申込受付をいたします。

申込には以下のものが必ず必要ですのでご持参ください。

(1)霊園使用許可申請書

(2)申請日の前3ヶ月以内に交付された住民票（本籍地の記載のあるもの）

(3)生前申込の場合は3ページの必要書類(3)を参照

※合葬式墓所・樹木葬式墓所の申込については、詳しい案内パンフレットを本書とは別にご用意していますのでご確認ください。

現地説明会開催日以外の日の見学について

宝塚すみれ墓苑は、年中無休で開苑しており、土・日・祝日を含め職員が常駐しています。
いつでもどなたでもご自由に見学いただけますので、現地説明会以外の日でも、お気軽にご来苑ください。

●宝塚すみれ墓苑行き路線バス運行中

阪急山本駅北側からの路線バスが運行中です。ぜひご利用ください。
今年度の運行ダイヤは以下のとおりとなっています。

通常便

1月の第1日曜日を除く毎月第1日曜日、第3日曜日及び12月30日

往路 阪急山本 午前10時00分発

復路 宝塚すみれ墓苑中央 午前11時30分発

臨時便

盆、彼岸（春・秋）の各3日間（年間9日間）

今年度の運行日 盆：令和7年8月13日（水）～15日（金）

秋彼岸：令和7年9月22日（月）～24日（水）

春彼岸：令和8年3月19日（木）～21日（土）

第1便：往路 阪急山本 午前 9時00分発

復路 宝塚すみれ墓苑中央 午前10時30分発

第2便：往路 阪急山本 午前10時00分発

復路 宝塚すみれ墓苑中央 午前11時30分発

第3便：往路 阪急山本 午後 1時00分発

復路 宝塚すみれ墓苑中央 午後 2時30分発

第4便：往路 阪急山本 午後 2時00分発

復路 宝塚すみれ墓苑中央 午後 3時30分発

阪急山本駅北側ロータリーにある1番のりばから発車します。

現地滞在時間は、50分間です。

運賃：片道500円（令和7年4月1日現在）

●無料送迎サービス実施中

①阪急バス西谷夢プラザ、②阪急バス川床口、③神姫バス波豆川口の各バス停から、宝塚すみれ墓苑までの各区分、管理事務所職員による無料送迎サービスを実施しています。（要予約。送迎は最大6名まで。「阪急山本駅からの路線バス」の運行日、年末年始、その他繁忙期等には送迎サービスを中止する場合があります。）各送迎場所までの行き方は次のとおりです。

現地まで自家用車で行くことができない方は、お気軽に送迎サービスをご利用いただき、見学にお越しください。なお、各駅からのバスの時刻表等の詳細は生活環境課にて配布しております。

【送迎サービスを利用する際のルート】

① J R 武田尾駅 →^{バス約15分} 阪急バス西谷夢プラザ →^{送迎約10分} 宝塚すみれ墓苑

② 能勢電鉄日生中央駅 →^{バス約15分} 阪急バス川床口 →^{送迎約10分} 宝塚すみれ墓苑

③ J R 三田駅 →^{バス約25分} 神姫バス波豆川口 →^{送迎約15分} 宝塚すみれ墓苑

宝塚すみれ墓苑管理事務所 ☎ (0797) 83-5070

予約は前日までにしてください。

宝塚市立宝塚すみれ墓苑では、下記のとおり、墓地使用者を随時募集中です。（先着順）

申込方法

宝塚市役所 2 階 生活環境課窓口にて受付しています。

現地管理事務所では受付しません。（現地説明会開催時間中は案内所にて申込みを受付します。）

お申込み時に、使用を希望する区画（○区○列○号）を指定していただきますので、**必ず事前に現地を確認の上、使用したい区画を決めておいてください。**また、申込み受付時に希望区画が貸出済になっている場合があります。現地確認時に希望区画を**複数**決めておくことをお勧めします。

申込みの手続きは、原則として申請人本人のみ行うことができ、一世帯一区画に限ります。

宝塚市営霊園の関係条例、規則をご一読ください。

申込資格

次の(1)および(2)の条件にあてはまる必要があります。

(1) 現在及び将来にわたり祭祀を主宰される方。

(2) 宝塚市営霊園の関係条例、規則等のきまりを遵守できる方。

***宝塚市外にお住まいの方でもお申込みいただけます。**

必要書類

(1) 霊園使用許可申請書

(2) 申請日の前 3 ヶ月以内に交付された住民票（本籍地の記載のあるもの）

(3) 生前申込の場合は、申請者と承継予定者との続柄が確認できる書類として以下のものを添付してください。

承継予定者が同世帯にいる場合：(2) の住民票は世帯全員が記載されたもの

承継予定者が別世帯である場合：申請者と承継予定者の続柄が確認できる戸籍書類

申請手続きの流れ

①申請の受付

受付場所：宝塚市役所 2 階 生活環境課窓口

（現地説明会開催時間中のみ案内所にて申込みを受付）

受付時間：平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

（土、日、祝日及び年末年始の市役所閉庁日を除く）

霊園使用許可申請書は、現地管理事務所、宝塚市役所生活環境課、各サービスセンター、サービスステーションでお渡しします。また市 HP でもダウンロードできます。

提出書類に不備がある場合は、申込みを受付けることができませんので、必ず**必要書類**を準備の上、受付場所にお越しください。

申請受付時に、使用を希望する区画（○区○列○号）を指定していただきます。6 ページの表に記載の料金及び 7 ページ以降の使用者募集区画概要図を参考に、**必ず事前に現地を確認の上、使用したい区画を決めておいてください。**

②使用料・管理料等の納付

使用許可日から 20 日以内

提出書類に不備がなければ、申請日の翌日以降に使用料・管理料等の請求書をご自宅に郵送します。芝生区域については、使用料、管理料に加えカロート使用料の納入が必要です。

期日までに使用料等の納入が無ければ、霊園の使用許可申請は無効となります。

※時期により 20 日を超える場合があります。

③霊園使用許可証発送

使用料・管理料等の納入確認後

使用料・管理料等の納入をされた方に、墓地の使用権を証するための霊園使用許可証をご自宅へ郵送します。

墓苑使用上の注意事項

- ①使用許可申請後に墓苑使用者及び使用区画の変更はできません。また、使用区画を他の者に貸したり、譲渡することはできません。
- ②墓碑等を設置する場合、設備制限を設けています。
1区画につき、墓石は原則として1つしか建立できません。
その他にも墓石建立には大きさや設置できる付属物等の制限があります。
墓石、巻石等を設置される場合、施工1週間前には、必ず宝塚市役所生活環境課窓口へ工事申請書を提出し、工事の承認を受けてください。
墓石等の建立基準（5ページ参照）に合わないものは、設置することができませんので、ご注意ください。
- ③墓所には、焼骨及びこれに準ずるもの以外は埋蔵（納骨）することができません。
- ④管理料は、墓苑全体の清掃、苑路その他、施設の補修維持管理に要する費用に充てるもので、個々の墓所内の維持管理に要する費用ではありません。ただし、芝生区域以外の墓所について、墓石等が未建立の区画は、宝塚市において定期的に草刈等の清掃を行うため、墓石等が建立済みの区画よりも管理料が割高となります。なお、管理料の額は、物価の変動等諸般の事由により改正することがあります。
- ⑤許可を受けた目的以外に使用したとき、管理料を納めないとき、その他宝塚市営霊園の関係条例、規則等に違反したときには、使用許可を取り消します。
- ⑥墓苑使用者の変更は、原則として使用者の死亡の時以外は、認めません。
住所、氏名（姓）の変更、使用者の死亡等により、他の者が引き継ぐ場合（承継）、使用許可証の紛失等の事由が発生したときは、速やかに届出し、新しい使用許可証の交付を受けてください。
- ⑦使用墓所を使用しなくなった場合は、速やかに宝塚市役所生活環境課窓口で返還の届出を行ってください。
- ⑧お供物を供えた場合、お帰りの際にお持ち帰りください。
- ⑨墓苑内で火災が発生すると、まわりを自然に囲まれた墓苑環境から、山火事に発展し大惨事につながる恐れがあります。**お線香やローソクをお使いになる際には、火の取り扱いに十分にご注意ください。**
- ⑩墓苑内、使用区画内の諸設備に関する盗難、破損等については、万一事故等が生じても市は一切責任を負いません。

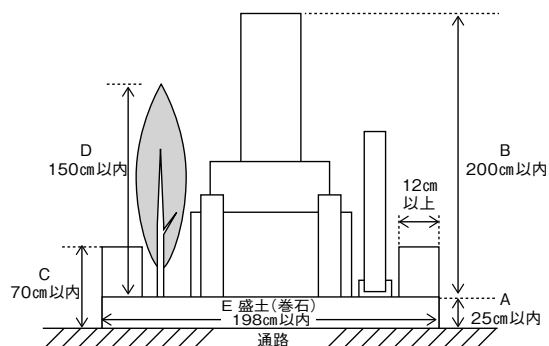


墓石等の建立時の基準について

(1) 一般・芝生区域共通事項

- ・ 設ける墓碑は、1区画につき1基とすること。
- ・ 墓碑に家名を表示する場合は、使用者又は使用者の親族のいずれか若しくは両方の姓に限ること。
- ・ 墓碑が容易に倒壊しない措置を講ずること。

一般区域(すみれ墓苑)墓石建立基準図
(4平方メートルの場合)



(2) 一般区域

- ・ カロートの排水管を布設すること。
- ・ 境界石を設置すること。
- ・ 境界石は、土砂の流出を防ぐものであること。
- ・ 境界石の幅は、12センチメートル以上とすること。
- ・ 境界石の上に墓碑、形像類その他の工作物（玉垣、門柱を除く。）を設置しないこと。
- ・ 設置した物の一部が境界石の上空に架からないこと。
- ・ 設置した物が使用場所の境界線を越えることがないように、必要な措置を講ずること。
- ・ 盛土、墓碑及び形像類、囲障並びに、樹木の高さ並びに囲障の位置は、墓所の面積の区分に応じ、別表1に定める基準によること。

別表1

墓 所 面 積 (一般区域)	盛土の高さ (前面通路下方部から) A	墓碑及び形像類の高さ (盛土から) B	囲障(門柱、玉垣等)の高さ (前面通路下方部から) C	樹木の高さ (盛土から) D	囲障の位置 E
3 平方メートル未満	20センチメートル以内	170センチメートル以内	70センチメートル以内	150センチメートル以内	区画の境界前後左右から原則1センチメートル以上後退させること。
3 平方メートル以上 6 平方メートル未満	25センチメートル以内	200センチメートル以内	70センチメートル以内	150センチメートル以内	
6 平方メートル以上	30センチメートル以内	200センチメートル以内	80センチメートル以内	150センチメートル以内	

(3) 芝生区域

- ・ カロート（納骨室）は全ての芝生区域に設置済のものを使用すること。
- ・ 墓碑は、間口中心線上に墓碑の中心が位置するように設置すること。
- ・ 墓碑の高さは、カロートの上面から70センチメートル以内とすること。
- ・ 台石及びふた石の幅、奥行き及び厚さは、別表2に定める基準によること。
- ・ 台石背部と背割線とは並行とすること。
- ・ ふた石は、納骨穴を容易に開閉できるように設置すること。
- ・ 設置する附属工作物は、花立、水供台又は蓋付寝線香立に限ること。

別表2

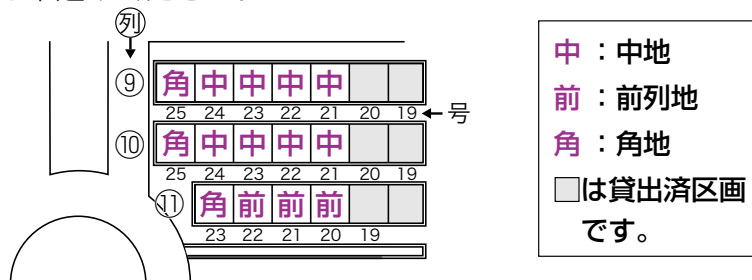
種 別	幅	奥行	厚さ
台 石	70センチメートル (9㎡区画は70センチメートルから80センチメートルまで)	台石及びふた石を合わせて 80センチメートル (9㎡区画は80センチメートル から90センチメートルまで)	15センチメートル以内
ふた石	70センチメートル (9㎡区画は70センチメートルから80センチメートルまで)		15センチメートル以内

宝塚市立宝塚すみれ墓苑 使用者募集区画配置図

〈P8～P15までの各区画図の見方〉

○募集区画は、面積・方位・地形・使用料・管理料がそれぞれ異なりますので、本資料を参考に**必ず現地確認のうえ**、お申込みください。

○位置のイラスト例



芝生区域で、現地未使用のまま返還された墓所の再募集区画は、**1**で表示しています。
芝生区域で、過去に墓石建立や埋蔵（納骨）をされていた墓所の再募集区画は**1**で表示しています。
一般区域で、現地未使用区画は、**中前角**で表示しています。
一般区域で、現地未使用のまま返還された墓所の再募集区画は、**中前角**で表示しています。
一般区域で、過去に墓石建立や埋蔵（納骨）をされていた墓所の再募集区画は、**中前角**で表示しています。

申込対象区画・料金

詳細は、8ページ以降の「使用者募集区画配置図」をご確認ください。

令和7年4月1日現在

令和7年4月1日現在

区 域	面 積	位 置	募集有無	間口×奥行(m)	使用料 1区画永年	管理料（税込） 1区画 1年	
						墓石等が 建立済の場合	墓石等が 未建立の場合
一般	2㎡	中地	有	1.35×1.50	482,000円	4,400円	5,500円
		前列地	無		506,100円		
		角地	有		530,200円		
	2㎡	中地	有	1.00×2.00（縦長）	482,000円	4,400円	5,500円
		前列地	無		506,100円		
		角地	無		530,200円		
	3㎡	中地	有	2.00×1.50（横長）	690,000円	6,600円	8,250円
		前列地	無		724,500円		
		角地	有		759,000円		
	3㎡	中地	有	1.50×2.00（縦長）	690,000円	6,600円	8,250円
		前列地	有		724,500円		
		角地	有		759,000円		
	4㎡	中地	有	2.00×2.00	964,000円	8,800円	11,000円
		前列地	無		1,012,200円		
		角地	有		1,060,400円		
	6㎡	中地	有	3.00×2.00（横長）	1,518,000円	13,200円	16,500円
		前列地	有		1,593,900円		
		角地	無		1,669,800円		
	6㎡	中地	有	2.00×3.00（縦長）	1,518,000円	13,200円	16,500円
		前列地	無		1,593,900円		
		角地	有		1,669,800円		
芝生	4㎡	－	有	－	772,000円	11,000円	
	9㎡	－	有	－	1,737,000円	24,750円	

※使用料及び初年度の管理料（申請日の翌月分から月割りで算出）は、使用許可を受ける際、一括して納めていただきます。

※芝生墓所は、使用許可を受ける際、別途カロート（納骨室）使用料として、38,500円（税込）が必要となります。

※申請日の翌年度以降、墓苑の維持管理費として、年間管理料を毎年4月30日（金融機関が休みの場合は翌営業日）までに自動口座振替により納めていただきます。

なお、墓石建立の有無の判断は、毎年4月1日時点の現況において行います。

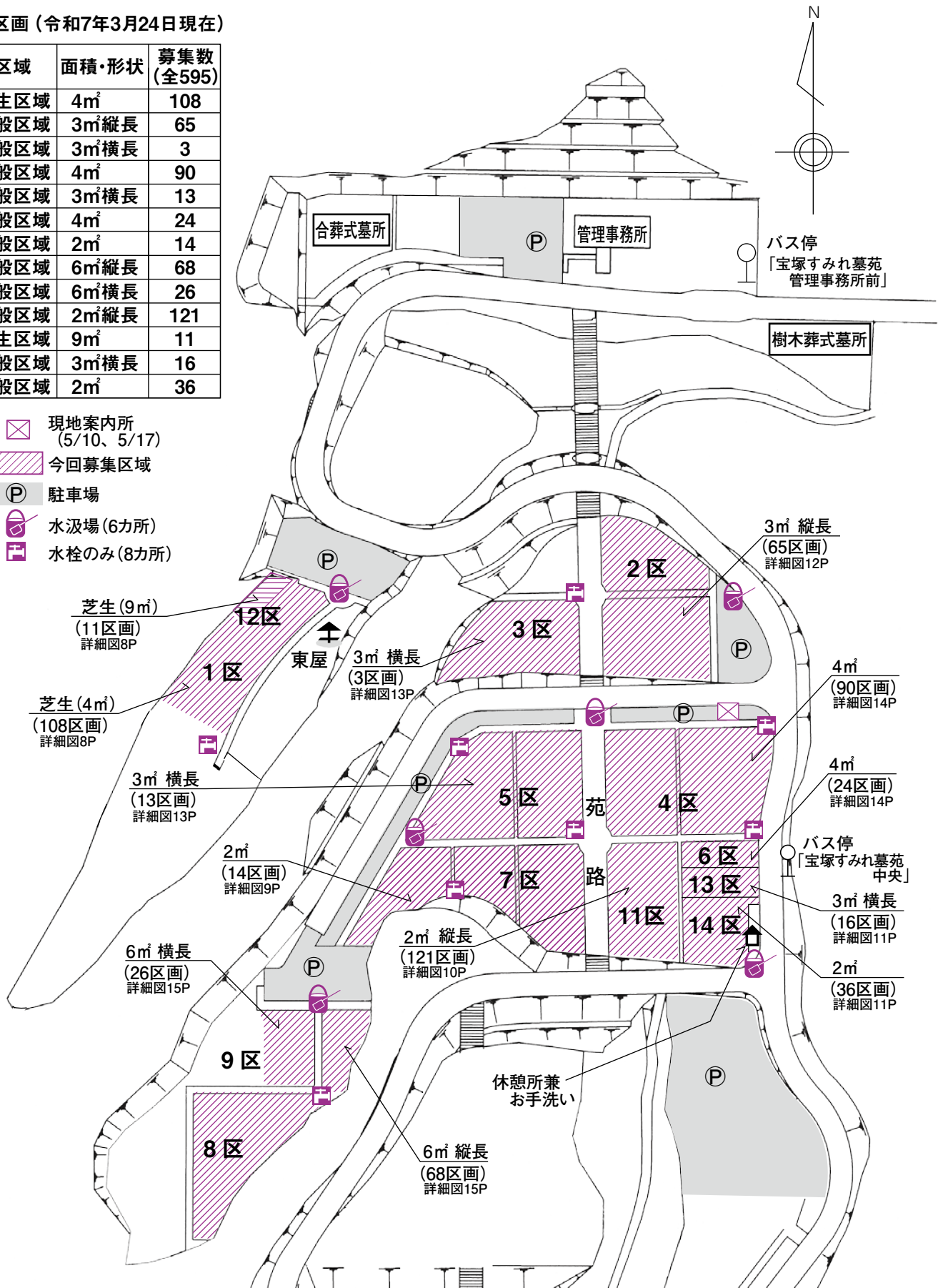
※区画は原則基準サイズで整備していますが、区画によっては1cm程度異なる場合があります。この場合でも現状のままでのお渡しとなります（小さくても使用料を減額することはありません）。現地でご確認ください。

宝塚市立宝塚すみれ墓苑 概要図

今回募集区画 (令和7年3月24日現在)

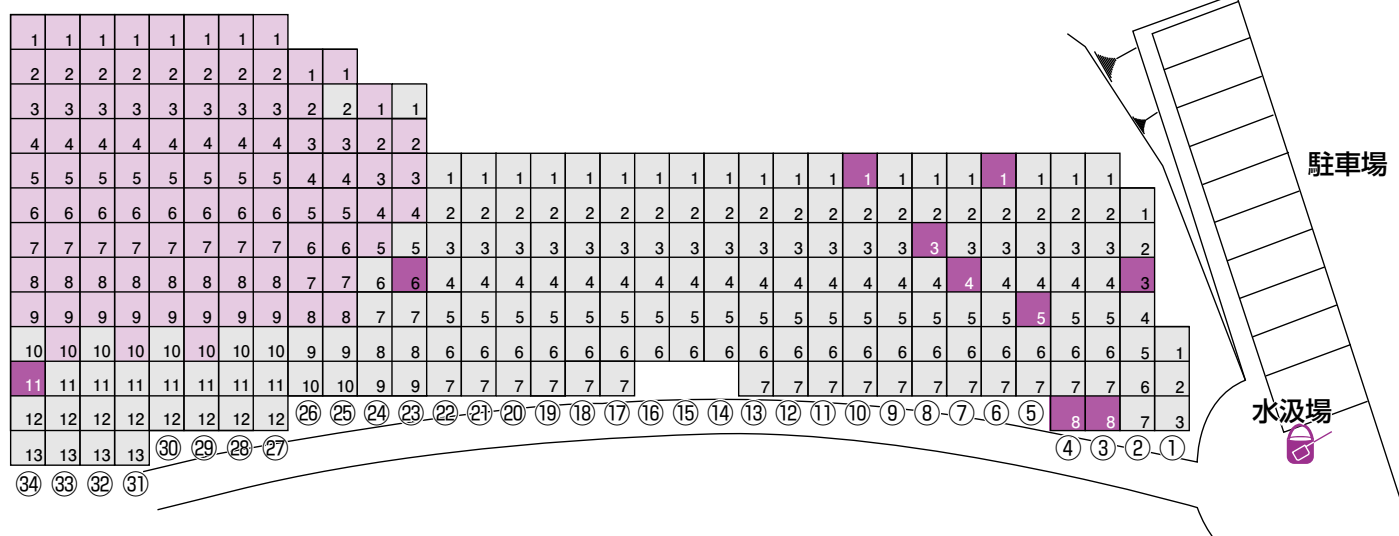
区	区域	面積・形状	募集数 (全595)
1区	芝生区域	4㎡	108
2区	一般区域	3㎡縦長	65
3区	一般区域	3㎡横長	3
4区	一般区域	4㎡	90
5区	一般区域	3㎡横長	13
6区	一般区域	4㎡	24
7区	一般区域	2㎡	14
8区	一般区域	6㎡縦長	68
9区	一般区域	6㎡横長	26
11区	一般区域	2㎡縦長	121
12区	芝生区域	9㎡	11
13区	一般区域	3㎡横長	16
14区	一般区域	2㎡	36

- ☒ 現地案内所
(5/10、5/17)
- ▨ 今回募集区域
- Ⓟ 駐車場
- 💧 水汲場(6カ所)
- 🚰 水栓のみ(8カ所)



「使用者募集区画配置図」

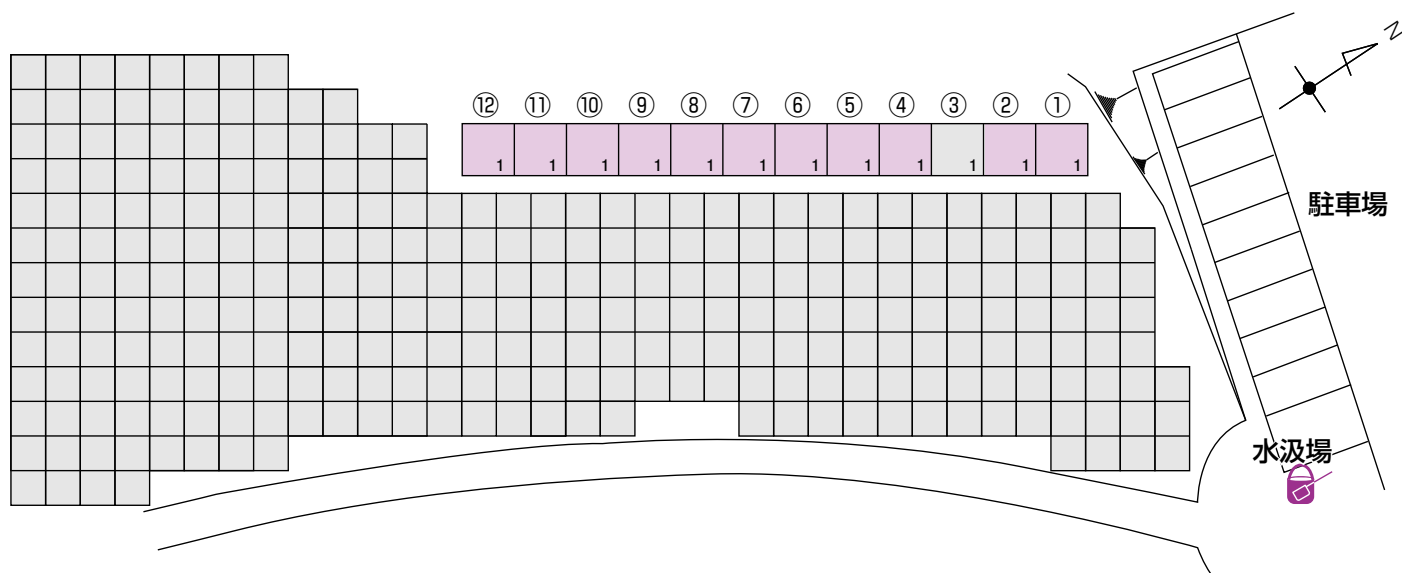
1区 芝生区域 4㎡



申込区分	位置	募集区画数	使用料	管理料(税込) 1区画1年
芝生 4㎡	 	108区画	772,000円	11,000円

※芝生区域は、申込み時に別途カロート（納骨室）使用料として38,500円（税込）が必要です。

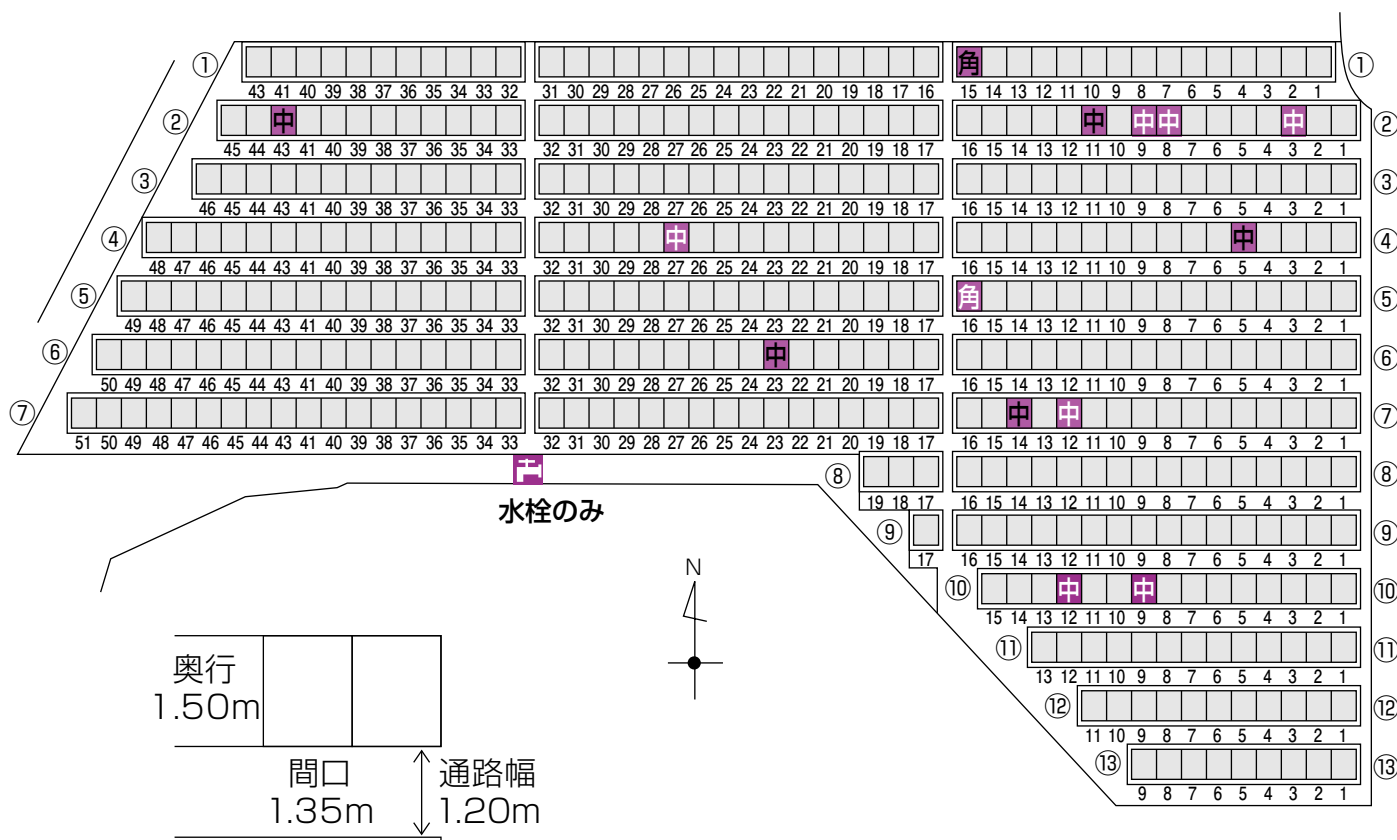
12区 芝生区域 9㎡・広面積タイプ



申込区分	位置	募集区画数	使用料	管理料(税込) 1区画1年
芝生 9㎡		11区画	1,737,000円	24,750円

※芝生区域は、申込み時に別途カロート（納骨室）使用料として38,500円（税込）が必要です。

7区 2㎡ 7区は、返還墓所の再募集です。

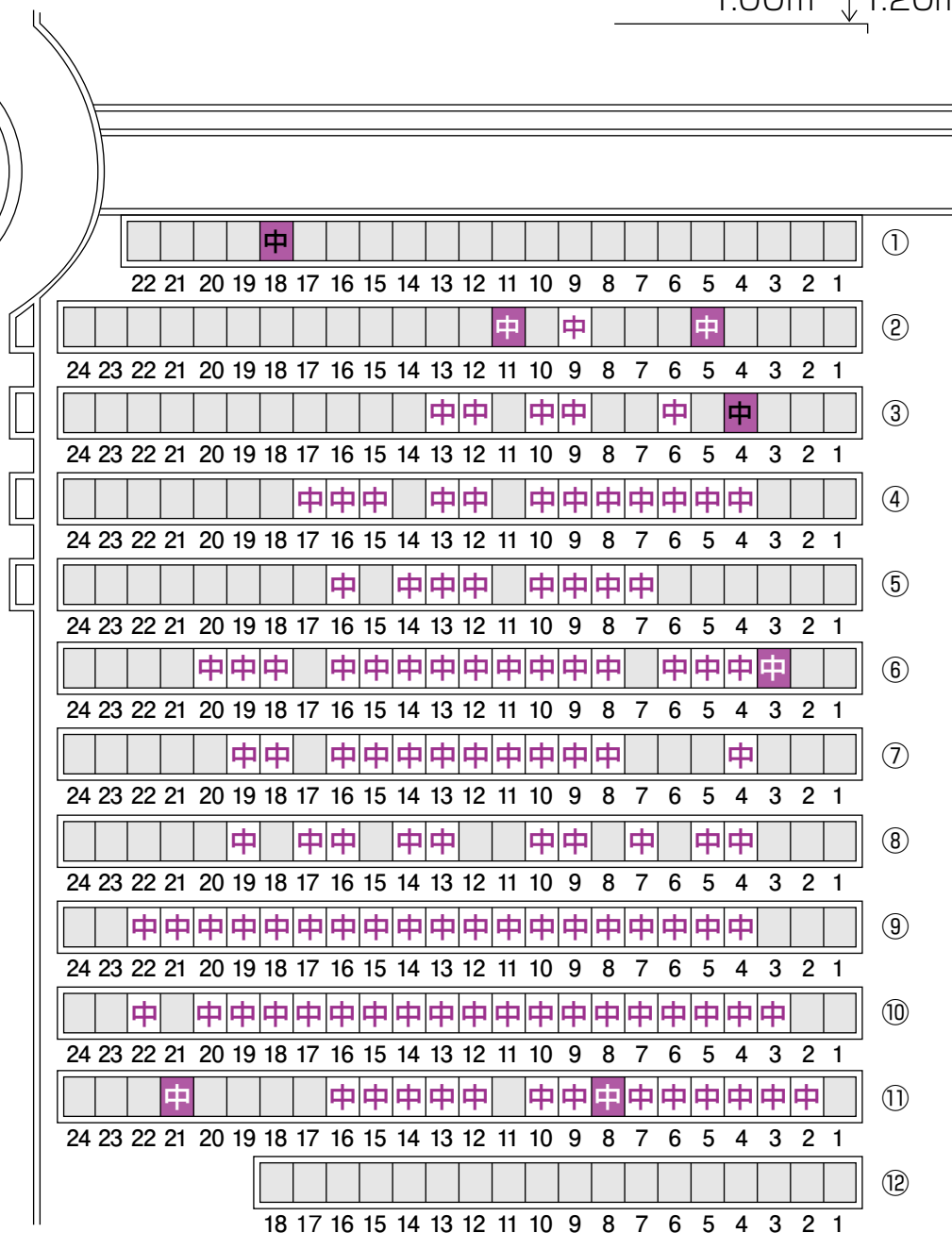
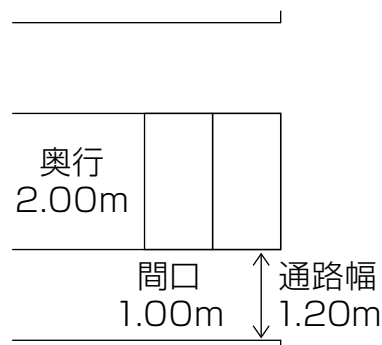
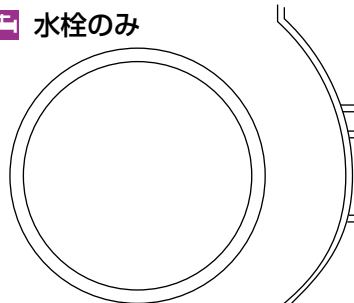


申込区分	位置	募集区画数	使用料	管理料(税込) 1区画1年	
				墓石等が 建立済の場合	墓石等が 未建立の場合
2㎡	中地	12区画	482,000円	4,400円	5,500円
	角地	2区画	530,200円		

※墓石建立の有無の判断は、毎年4月1日時点の現況において行います。

11区 2㎡縦長

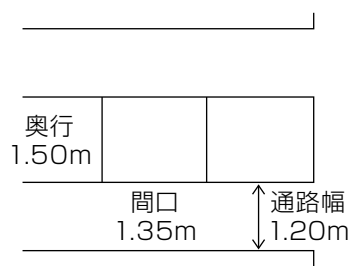
水栓のみ



申込区分	位置	募集区画数	使用料	管理料(税込) 1区画1年	
				墓石等 建立済の場合	墓石等 未建立の場合
2㎡縦長	中地	121区画	482,000円	4,400円	5,500円

※墓石建立の有無の判断は、毎年4月1日時点の現況において行います。

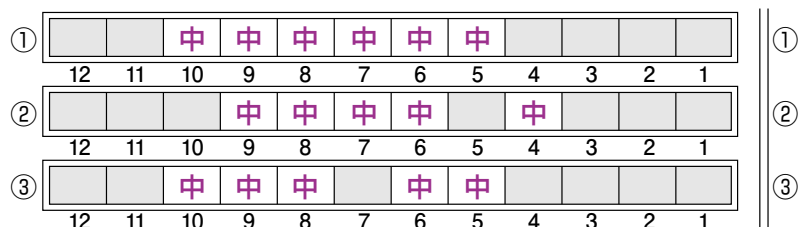
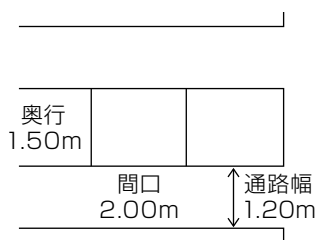
14区 2㎡



申込区分	位置	募集区画数	使用料	管理料(税込)	1区画1年
				墓石等 が 建立済の場合	墓石等 が 未建立の場合
2㎡	中地	36区画	482,000円	4,400円	5,500円

※墓石建立の有無の判断は、毎年4月1日時点の現況において行います。

13区 3㎡横長



申込区分	位置	募集区画数	使用料	管理料(税込)	1区画1年
				墓石等 が 建立済の場合	墓石等 が 未建立の場合
3㎡横長	中地	16区画	690,000円	6,600円	8,250円

※墓石建立の有無の判断は、毎年4月1日時点の現況において行います。

2区 3m² 縦長

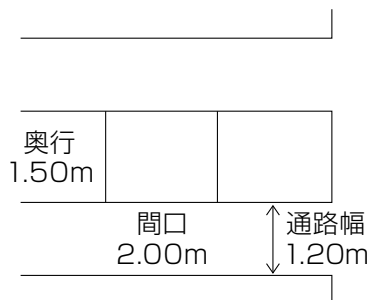


申込区分	位置	募集区画数	使用料	管理料(税込) 1区画1年	
				墓石等が 建立済の場合	墓石等が 未建立の場合
3m ² 縦長	中地	63区画	690,000円	6,600円	8,250円
	前列地	1区画	724,500円		
	角地	1区画	759,000円		

※墓石建立の有無の判断は、毎年4月1日時点の現況において行います。

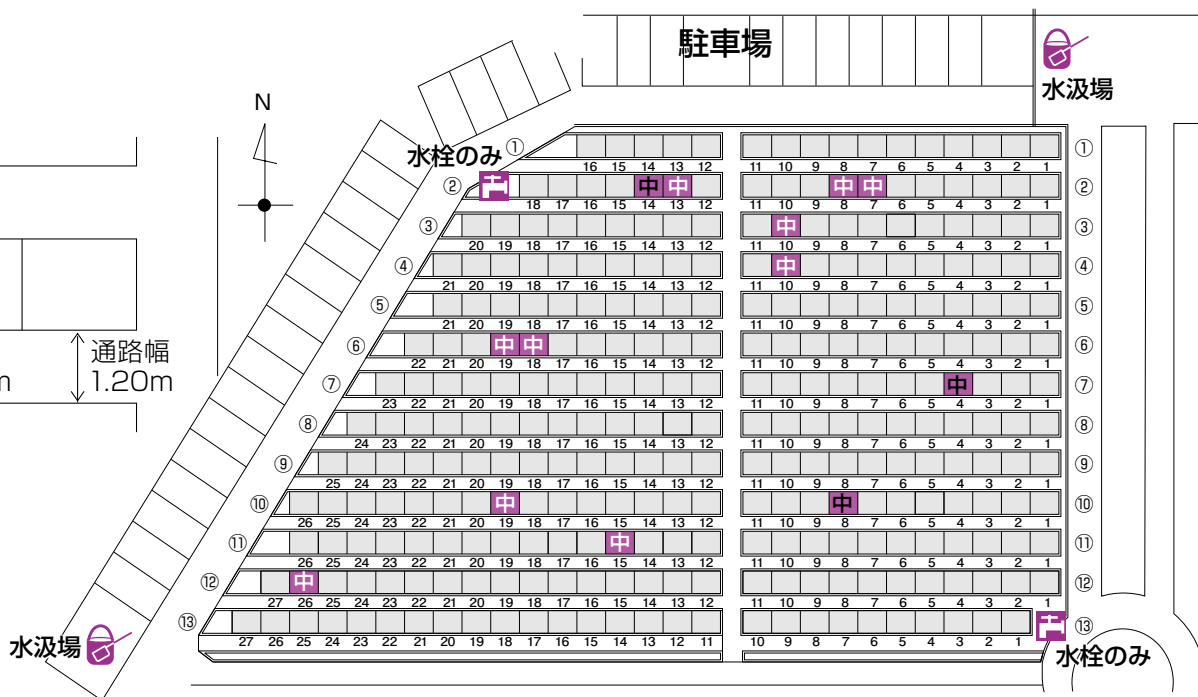
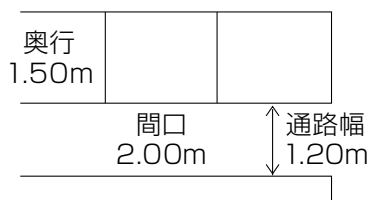
3区 3㎡横長

3区は、返還墓所の再募集です。



5区 3㎡横長

5区は、返還墓所の再募集です。



申込区分	位置	募集区画数	使用料	管理料(税込) 1区画1年	
				墓石等が 建立済の場合	墓石等が 未建立の場合
3㎡横長	中地	15区画	690,000円	6,600円	8,250円
	角地	1区画	759,000円		

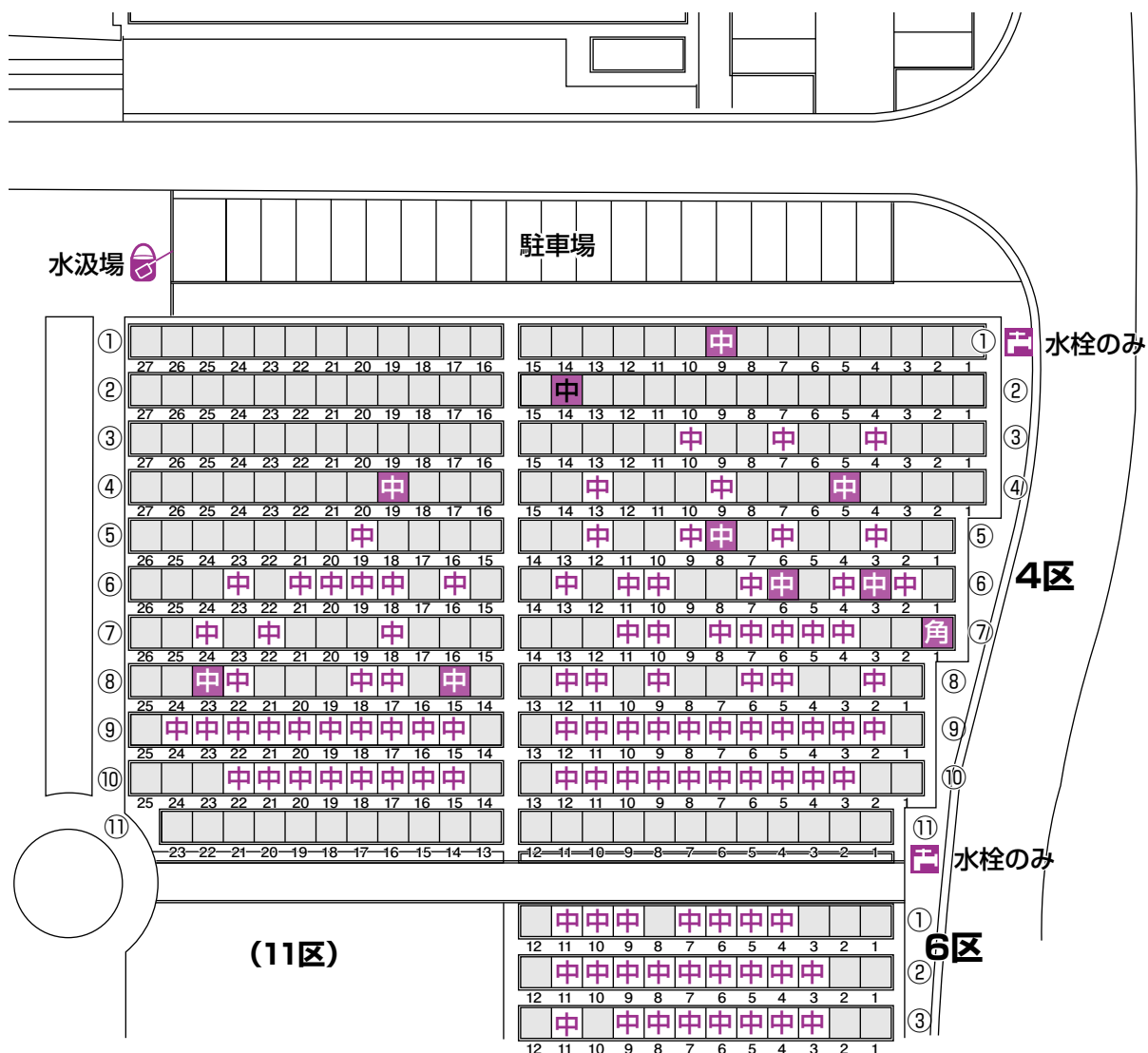
※墓石建立の有無の判断は、毎年4月1日時点の現況において行います。

4区・6区 4㎡

奥行
2.00m

間口
2.00m

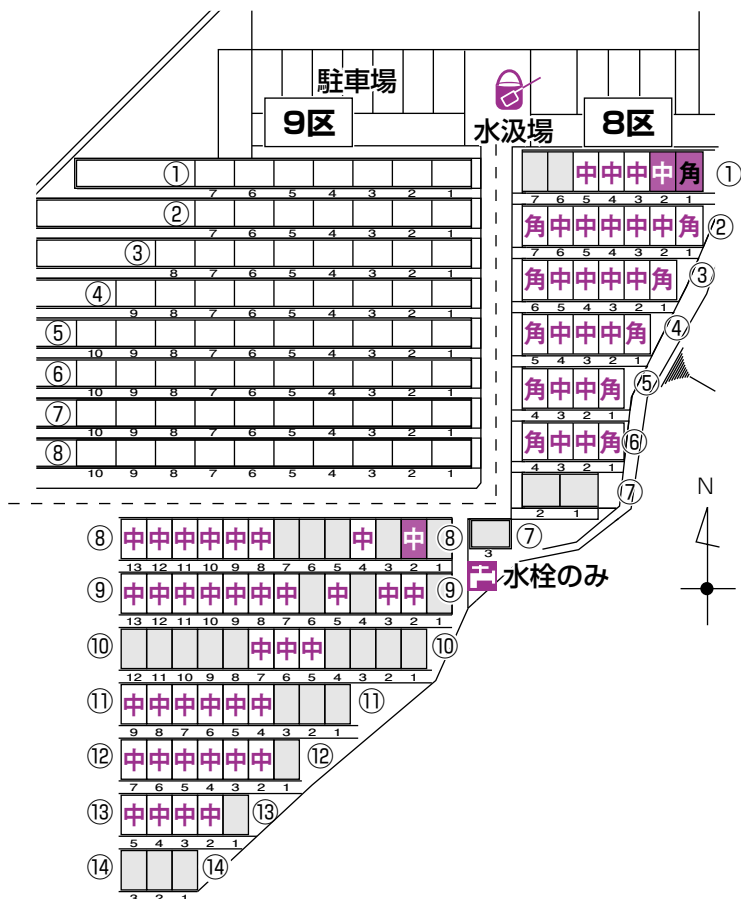
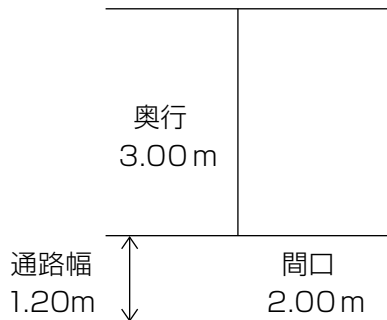
通路幅
1.20m



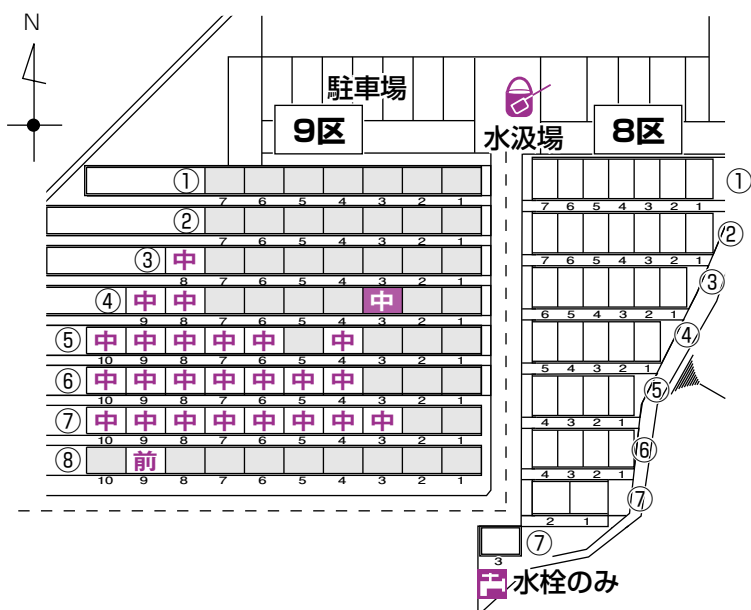
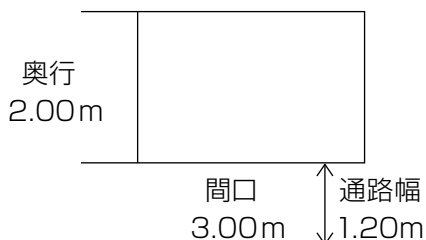
申込区分	位置	募集区画数	使用料	管理料(税込) 1区画1年	
				墓石等が 建立済の場合	墓石等が 未建立の場合
4㎡	中地	113区画	964,000円	8,800円	11,000円
4㎡	角地	1区画	1,060,400円		

※墓石建立の有無の判断は、毎年4月1日時点の現況において行います。

8区 6㎡ 縦長



9区 6㎡ 横長



申込区分	位置	募集区画数	使用料	管理料 (税込)	1区画1年
				墓石等が 建立済の場合	墓石等が 未建立の場合
6㎡縦長	中地	57 区画	1,518,000円	13,200円	16,500円
	角地	11 区画	1,669,800円		
6㎡横長	中地	25 区画	1,518,000円	13,200円	16,500円
	前列地	1 区画	1,593,900円		

※墓石建立の有無の判断は、毎年4月1日時点の現況において行います。

法人専用区画（特別墓所）のご案内

10区



区画配置イメージ

通路	貸出済
	2列2号 8m × 8m = 64㎡
	2列3号 8m × 8m = 64㎡
	2列4号 7m × 8m = 56㎡
貸出済	

近年、少子化、核家族化が進むなか、ご自身の老後や死後について、「お墓の継承者がいない」「継承者がいても子どもにお墓の維持管理の負担をかけたくない。」という不安を耳にされることはないでしょうか。

宝塚すみれ墓苑では、ご本人様やご本人様のご家族様、ご先祖様などの遺骨の埋蔵（納骨）を依頼されている法人が墓碑を建て、遺骨を埋蔵（納骨）していただくことができる法人専用の区画を設けております。

○特別墓所を使用することができる法人の条件

- ・市内に1年以上継続して事業所等を有していること。
- ・安定した財政的基盤を有していること。

○募集区画（3区画）

区画番号	面積 (間口×奥行)	使用料（非課税）	年間管理料（税込）
2列2号	64㎡ (8m × 8m)	17,811,200 円	140,800 円
2列3号	64㎡ (8m × 8m)	17,811,200 円	140,800 円
2列4号	56㎡ (7m × 8m)	15,584,800 円	123,200 円

○使用許可申請の必要書類

- (1) 霊園使用許可申請書（特別墓所用）
- (2) 法人登記事項証明書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 納税証明書
- (5) 財務諸表
- (6) 使用に関する規約を定めた書類
- (7) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要があると認める書類

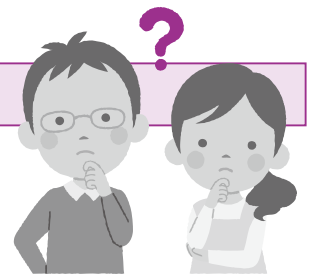
○埋蔵（納骨）できる焼骨の数

募集中の3区画については、1区画あたり300体までです。ただし、特別墓所使用者が、契約者等から当該特別墓所の使用に係る負担金等の支払いを受ける場合は、当該特別墓所使用料の額に2を乗じて得た額から負担金等の額で除して得た数を限度とします。

○注意事項

- ・法人が墳墓若しくは焼骨を埋蔵（納骨）する建築物を造営して焼骨を埋蔵（納骨）し、又は墓碑、形像類その他の工作物を設置する目的以外に使用することはできません。
- ・墳墓、建築物、墓碑又は形像類以外のものの建立はできません。（納骨堂は経営許可していません。）
- ・特別墓所使用者は、特別墓所使用者と焼骨の埋蔵（納骨）に関する契約を行った者及びその者の親族の焼骨以外を埋蔵（納骨）することはできません。
- ・特別墓所の使用の権利を譲渡し、又は特別墓所を転貸することはできません。
- ・はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示することはできません。
- ・既納の使用料及び管理料は、返還いたしません。
- ・宝塚市営霊園の関係条例等を遵守してください。

宝塚すみれ墓苑 一般区域のよくあるご質問



Q なぜ「所有」ではなく、「使用許可」なのですか？

A 墓地区画は分譲ではありません。
永代使用料を納めていただき、承継者がおられる限り、永代に貸出するものです。
そのため、他人に売却したりお墓の建立以外の目的に使用することはできません。
また承継者がいなくなるなど使用しなくなった場合は、市に返還していただくことになります。

Q 墓石はいつまでに建てる必要がありますか？

A 墓石の建立の期限はありません。ご自身のご都合にあわせて建墓できます。（建立済・未建立で管理料が異なります。）

Q 石材業者の指定はありますか？

A 指定はありません。市外、県外の石材業者でも墓石工事をしていただけます。
なお、宝塚市役所では石材業者の斡旋をしておりません。

Q 墓苑内の設備やサービスはどのようなものがありますか？

A 建物としては、管理事務所と墓所近くに休憩所があります。
管理事務所には休憩スペース、お手洗い、おむつ交換台、自動販売機、AED、キッズスペースがあり、供花の販売、お線香やローソクの販売、傘の貸出し、車イスの貸出しをしております。
休憩所には休憩スペース、お手洗い、自動販売機があります。

Q 現地に職員の方はいますか？見学はいつできますか？

A 年末年始も含め、職員が常駐しています。苑内のご案内もしていますのでお気軽にお声がけください。
見学も毎日できます。開苑時間は午前8時から午後5時です。（墓参期は午前8時から午後6時です。）なお、樹木葬式墓所は、保全作業日のため原則毎月第1火曜日は見学出来ませんのでご注意ください。

Q 駐車場や水汲みなどの設備はどれくらいありますか？

A 各墓所のすぐ近くに、駐車場や水汲み場（水栓、桶、ひしゃく）があります。

Q 遠方に住んでいますので、写真以外で現地の様子を見ることはできませんか？

A YouTube に墓苑内の風景を空撮した動画があります。
また、Google Maps ストリートビューで苑内の各地点を 360 度見ることができます。是非ご覧ください。



Google Maps
ストリートビュー

Q 申込条件はありますか？

A 一般区域の申込条件は特にありません。宝塚市以外にお住まいの方、生前申込の方、他墓地からの改葬をされる方、どなたでもお申込みいただけます。

Q 墓地を使用するうえで、なにか手続きはありますか？

A 墓碑等を建立するとき、納骨をしようとするとき、使用者の住所等が変わったとき、使用者本人が死亡されたとき、墓所を返還するとき、などにそれぞれ必要な手続きがあります。都度、お問い合わせいただけましたら詳しくご案内いたします。

Q 個人や家族単位ではなく、法人や団体で使用することはできますか？

A 宝塚すみれ墓苑では一般区域とは別に、法人様向け専用区画もございます。本書 16 ページをご確認ください。また、案内パンフレットを本書とは別にご用意していますので、ご相談ください。

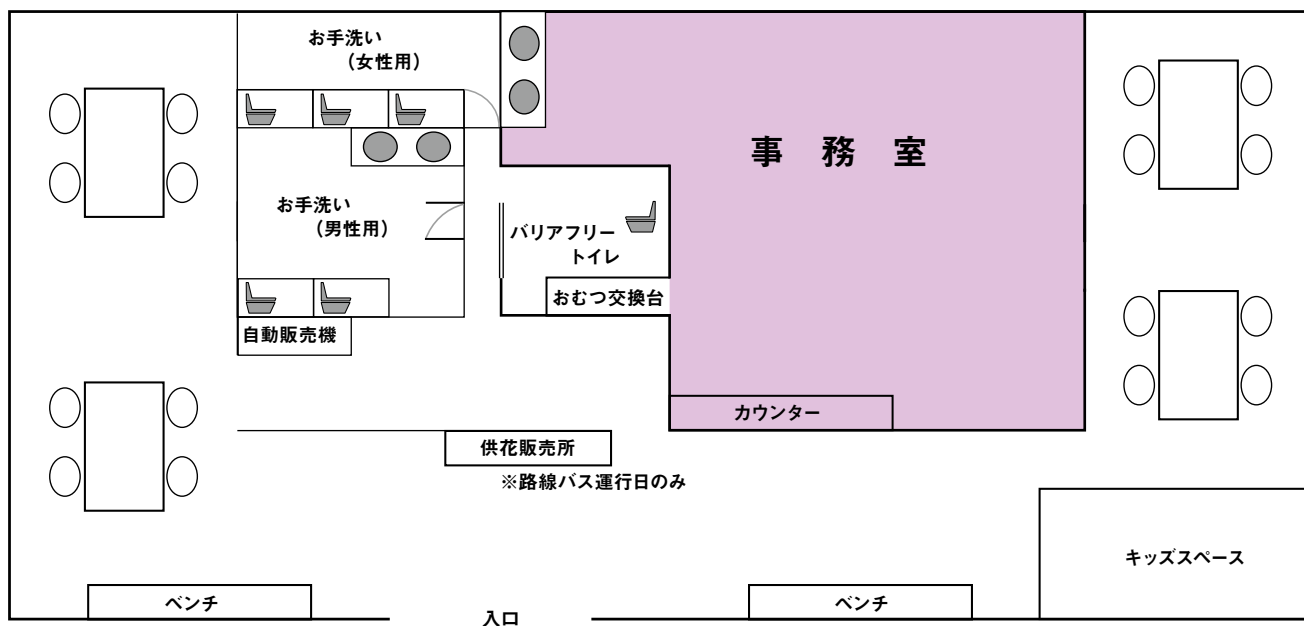
宝塚市立宝塚すみれ墓苑の概要

名 称 宝塚市立宝塚すみれ墓苑
 経営主体 宝塚市
 所 在 地 宝塚市下佐曽利字大谷1番66
 TEL 0797-83-5070
 FAX 0797-83-5071
 規 模 総面積 214,424m²

開 苑 日 年中無休
 年末年始も開苑し、自由にお参りしていただけます。

開苑時間 標準開苑時間
 午前8時から午後5時まで
 盆、彼岸(春・秋)の墓参期の開苑時間
 盆、彼岸(春・秋)のうち路線バス運行日の各3日間は、
 午前8時から午後6時まで開苑しています。

宝塚すみれ墓苑管理事務所の配置図



樹木葬式墓所

令和5年春誕生 宝塚すみれ墓苑内

小型シンボルツリー型、ガーデニング型、共同埋蔵型につきましては、随時申込を受付しています。



合葬式墓所

平成30年春誕生 宝塚すみれ墓苑内

墓石建立や維持管理の必要がなく、焼骨を共同の合葬室へ埋蔵していただく形式の墓所です。埋蔵後は後継者も必要ありません。随時申込受付しています。



詳しい案内パンフレットを本書とは別にご用意していますので、お気軽に生活環境課（☎0797-77-2146）までお問い合わせください。

